

幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準

(趣旨)

第一条 この審査基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の幼保連携型認定こども園の設置認可を判断するために必要な基準を定めるものである。

(認可に関する基準)

第二条 幼保連携型認定こども園の設置認可に関し、法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号。以下「基準条例」という。）、その他法令の定める基準を遵守すること。

(土地・建物)

第三条 幼保連携型認定こども園の運営を行うために直接必要なすべての土地・建物いずれについても所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ要件を満たしている場合は、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することを認めるものとする。

一 既設の社会福祉法人又は学校法人が設置する場合

イ 貸与を受ける不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するなどのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(イ) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(ロ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

ロ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

二 新設の社会福祉法人が設置する場合

イ 貸与を受ける不動産が土地であること。

ロ 貸与を受ける土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

ハ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

三 新設の学校法人が設置する場合

総務部学事課が定める「新設幼保連携型認定こども園の学校法人認可基準」による。

- 2 既存建物を利用する場合、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
- 3 建築基準法及び消防法その他関連法令に適合すること。

（建物及び附属設備の一体的配置）

第四条 幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下同じ。）による。

（保育室等の設置階）

第五条 保育室等の設置階については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」による。

（設備）

第六条 基準条例第8条第6項各号に定める保育室等の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。

- 2 固定式・大型の家具については床面積から控除すること。

第七条 乳児室はほふくしない0歳の園児、ほふく室についてはほふくする0歳の園児及び1歳の園児のための室であること。なお、それぞれを別々の室としても、同一の室をスペースとして区画するのでもよい。

- 2 保育室及び遊戯室は、2歳以上の園児のための室であること。
- 3 保育室については、保育室又は遊戯室を広くとりその一部を可動間仕切り等で区画し確保するものでもよい。

第八条 調理室に関しては、次の各号の要件を満たすこと。

- 一 少なくとも保育を必要とする子どもの定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。
 - 二 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」（平成8年7月25日社援施第117号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）により、保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。
 - 三 「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）により、シンクを複数設置すること。
- 2 基準条例第8条第3項の規定により、満3歳以上の園児に対し給食の外部搬入を行う場合は、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に準じた取扱いとする。

第九条 保健室は静養できる機能（ベビーベッド等の設置）を有し、医薬品等を常備すること。なお、カーテン等で区画できれば職員室との兼用は可とする。

第十条 基準条例第7条第7項に定める園庭の面積は、子どもが実際に遊戯できる面積とする。

2 屋上を園庭として使用する場合には、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」による。

（保育教諭等）

第十一条 基準条例第6条第3項に定める教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育及び保育従事者」という。）の必要配置数については、次の各号に定めるとおりとする。

一 園長を含めずに必要配置数を満たすこと。

二 必要配置数は次の算式により算出すること。

$$\text{必要配置数} = (0\text{歳の園児数} \times 1 / 3) + (1 \cdot 2\text{歳の園児数} \times 1 / 6) + (3\text{歳の園児数} \times 1 / 20) + (4\text{歳以上の園児数} \times 1 / 30)$$

※1 年齢区分別にそれぞれ小数点第1位まで計算し（小数点第2位以下切り捨て）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

※2 3歳以上の園児に係るそれぞれの必要配置数が、当該年齢区分の学級数を下る場合、必要配置数は当該年齢区分の学級数とする。

三 必要配置数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務の勤務をいう。以下同じ。）の教育及び保育従事者を充てる場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 常勤の教育及び保育従事者が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に1名以上（0歳の園児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

ロ 常勤の教育及び保育従事者に代えて短時間勤務の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

四 施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る教育及び保育従事者を必要配置数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

$$\text{常勤換算数} = \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る教育及び保育従事者の1か月勤務時間数の合計} \div \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数（小数点以下の端数処理を行わない。）}$$

（調理員等）

第十二条 調理員の配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙3及び別紙4による基本分単価に含まれる職員構成を満たすこと。

2 基準条例第6条第4項の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じた取扱いとする。

附則 この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。